（森林経営管理法施行令の一部改正）

第一条　森林経営管理法施行令（平成三十年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条」の下に「（法第五十三条において準用する場合を含む。）」を加える。

第二条中「第二十四条」の下に「（法第五十三条において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十三条第一項第二号」を「第六十三条第一項第二号」に改める。

本則に次の一条を加える。

（地域経営管理集約化構想の作成）

第三条　法第四十三条第一項に規定する集約化構想は、おおむね十年を超えない範囲内でその実現のために必要な期間につき定めるものとする。

２　前項の集約化構想は、法第四十五条第一項の協議を行うことにより、同項の一体経営管理森林の区域及び当該区域における経営管理の方針その他経営管理の集約化を図るために必要な事項が適切に取りまとめられたと法第四十三条第三項に規定する市町村等が認めた場合に定めるものとする。

（登記手数料令の一部改正）

第二条　登記手数料令（昭和二十四年政令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十三条第一項又は」を「第七十三条第一項、」に改め、「第三十六条第一項」の下に「又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十七条」を加える。

第八条第一項中「第七十三条第一項又は」を「第七十三条第一項、」に改め、「第三十六条第一項」の下に「又は森林経営管理法第四十七条」を加える。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第三条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四十六号中「第十条の十一の六」の下に「（同法第十条の十一の九第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の一部改正）

第四条　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（令和五年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第四十三条第一項」を「第六十三条第一項」に、「第四十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改める。

附　則

この政令は、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
法務大臣　平口　洋
農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百六十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十九条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「は、」の下に「厚生労働省令で定める事項を記載した」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により当該申請書の提出を同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

第二条の二の二に次のただし書を加える。

ただし、前条ただし書の規定による申請書の提出に係る指定医証の交付は、都道府県知事を経由して行うことを要しない。

第二条の二の三第三項中「は、」の下に「厚生労働省令で定める事項を記載した」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により当該申請書の提出を電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

第二条の二の三第四項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により第二項の規定による申請に係る申請書の提出を電子情報処理組織を使用して行ったときは、都道府県知事を経由することを要しない。

第二条の二の五中「は、」の下に「厚生労働省令で定める事項を記載した」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により当該申請書の提出を電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

第二条の二の六　指定医は、六十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

２　指定医は、その指定を辞退しようとするときは、厚生労働省令で定める事項を記載した届出書に指定医証を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により当該届出書の提出を電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

第十四条第一項中「並びに第二条の二の五」を「、第二条の二の五並びに第二条の二の六第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和八年三月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

２　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）の項中「並びに第二条の二の五」を「、第二条の二の五並びに第二条の二の六第二項」に改める。

総務大臣　林　芳正
厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗